

○茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則

令和8年8月6日
令和8年度第2回市民活動推進委員会
参考資料1

平成16年12月20日

規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市民活動の推進に関する制度の改善、財政的支援に関する事項その他の重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(平27規則45・一部改正)

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市民活動を行うもの（団体に限る。）の代表者
- (3) 事業者（法人に限る。）の代表者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は市長その他の関係機関に資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者若しくは3親等内の親族又は自己若しくはこれらの者の所属する団体に直接の利害関係のある事件については、その議事に加わるができない。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、くらし安心部市民自治推進課において処理する。

(平22規則11・令5規則7・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の選任のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成22年規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第45号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規則第7号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。